

東京都北区サッカー協会シニア委員会規約

- 第1章 名 称
- 第1条 本会は東京都北区サッカー協会シニア委員会(以下本会と称する)と称し、事務局を委員長宅におく。
- 第2章 目 的
- 第2条 本会は東京都北区内において、シニア社会人サッカーの振興と生涯スポーツの発展及び親睦を図ることを目的とする。
- 第3章 事 業
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の諸事業を行う。
1. シニアリーグ戦
 2. 各種シニアサッカー大会の開催
 3. 各種シニア大会等への代表選手派遣
 4. その他、本会の目的達成に必要な事項
- 第4章 組 織
- 第4条 本会は第2条の目的の趣旨に賛同するシニア社会人チームをもって構成する。
- 第5条 本会への新規加盟チームは以下の条件を満たすことを原則として、本会総会の承認を必要とする。
1. 東京都北区教育委員会にサッカー場利用チーム登録済みであること。
 2. 東京都北区内在住、在勤者が15名以上であること。
 3. 東京都北区サッカー協会社会人リーグ加盟団体(チーム)でかつ長期の活動実績があること。
また、同社会人リーグに於いて概ね5年以上の活動実績と選手登録実績を有する選手がチーム員の35%以上在籍するチームであること。
 4. 選手登録者はマスターリーグは満37歳以上、シニアリーグは満47歳以上、エンジェルリーグは当該年度に満57歳以上に達する者であること。
但し、エンジェルリーグに限り、成人女子の選手登録を認める。
 5. スポーツ傷害保険に加入済みであること。
 6. 新規加盟チームはチーム登録に際し、当委員会所定の表明確約書をシニア委員会に提出する義務を有する。
- 第5章 会 議
- 第6条 本会に次の機関をおく。
1. 総会
 2. 常任委員会
 3. 運営委員会
- 第7条 総会は役員及び本会加盟チーム代表者(以下委員と称する)によって構成し年1回委員長が招集し、規約の改廃、制定、役員の選出、事業、報告、計画、予算、決算など重要な事案を審議し決定する。
また、委員長は必要に応じて臨時総会を招集する。
- 第8条 総会は委員の2分の1以上の出席、オンライン出席(又は委任状)によって成立し、重要事案は出席者の過半数をもって議決する。
- 第9条 常任委員会は役員によって構成し、原則月1回委員長が招集し、本会に関する経理、事業の企画及び運営、規約の改廃などについて審議し、総会及び運営委員会に提案する。
- 第10条 運営委員会は役員及び委員によって構成し、原則月1回委員長が招集し、シニアリーグ戦その他事業の運営等について審議、決定する。
また、運営委員会は委員の2分の1以上の出席、オンライン出席(又は委任状)によって成立し、協議事項は出席者の過半数をもって議決する。
- 第6章 役 員

- 第11条 本会に次の役員をおく。
委員長 1名
副委員長 若干名
常任委員 数名
各役員は会計、会計監査、企画、グラウンド調整会議などを担当する。
- 第12条 役員は各委員の互選及び常任委員会で推薦し、総会の承認を受けて選出する。
- 第13条 役員は任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
2. 前項に拘わらず、第6期事業期間及び役員は任期に限り平成20年4月1日より平成21年3月31日までの1か年とする。
尚、第7期以降の事業期間、役員は任期は本条第1項を適用する。

第7章 会計

第14条 本会の事業経費は次に掲げるものとする。

1. 加盟費
2. その他

第15条 本会の事業及び会計期間は4月1日より3月31日までの間とする。

第8章 運営

第16条 リーグ戦のルールは後記記載の競技規則及び公益財団法人日本サッカー協会競技規則に準ずる。但し、交代選手数は制限しない。

第17条 本会はエンジェルリーグ、マスターリーグ、シニアリーグを設けリーグ戦及び順位決定戦を行う。リーグ構成及び試合数は当該年度加盟チーム数を勘案の上、運営委員会で審議し決定する。

第18条 リーグ戦は事務局が作成した競技日程に従い、これを行う。
翌年度のリーグ構成は、リーグ戦終了後運営委員会で審議し、総会で決定する。また、2部ブロックの上位2チームは翌年度1部ブロックに自動昇格し、1部ブロックの下位2チームは2部ブロックに自動降格する。

第19条 リーグ戦は前後半30分ずつで行い、勝者3、引分け1の勝点を与え、順位は勝ち点の合計による。但し、同順位の場合は第一に得失点差、第二に総得点数、第三に当該チームの対戦成績により決し、これによっても決しない場合は抽選による。

第20条 試合は各チーム8名以上の参加選手によって成立する。

但し、参加選手7名以下を不戦敗、3名以下を放棄試合とする。

第21条 不戦の場合は3対0の結果とみなし、不戦勝者に勝点3を加点し、不戦敗者には勝点3を減点する、尚、当該年度内に2回不戦敗を行ったチームは、当該年度のチーム登録を抹消する。

また、次年度の登録については総会の承認を必要とする。

第22条 試合及び審判を無断で放棄したチームは、指定された会議に必ず出席し、下記の罰則に従うこと。

1. 当該年度の全試合を無効としチーム登録を抹消する。
2. 放棄がやむを得ないと運営委員会で判断した場合に限り、下記の罰則とする。但し、下記の罰則に従わなかった場合は同条第1項を適用する。
(1) 運営委員会において謝罪し、始末書を提出する。
(2) グラウンド使用料を本会に納める。
(3) 運営委員会が指定する試合のグラウンド設営及び審判を行う。

第23条 次年度のチーム登録については、総会の承認を必要とする。
副審が遅刻した場合には、試合管理者及び主審が任命した者が代行することができる。

また、適当な代行者がいない場合には、副審到着まで試合時間を遅らすことができる。

尚、副審遅刻チームは当日の試合を不戦敗とし、勝点6を減点し、かつ前条第2項(2)を適用する。

尚、当該年度に副審を2回遅刻した場合は、前条第1項を適用する。

第24条 試合の日程の変更は原則認めない。但し、試合日程が事前の不都合である場合は運営委員会に書面をもって申し出ることができる。
また、不測の事態により試合が不可能になった場合は、速やかに当該試合の試合管理者は主審、副審、相手チーム及び事務局に連絡する。

第9章 競技規則

第25条 後記記載の通りとする。

第10章 表 彰

第26条

リーグ戦終了の結果、各ブロック上位3チームを表彰する。
本規約は平成13年4月1日より施行し、適用する。
平成14年3月1日よりブロック名称を変更した。
平成19年3月1日よりブロック名称をシニアリーグ、マスターリーグと変更した。平成25年3月1日よりエンジェルリーグを創設した。
本規約は平成30年4月1日より施行し、適用する。
2021年5月14日より(O-65)プラチナリーグ(準公式)を創設した。
本規約は2021年5月14日より施行し、適用する。

以 上